

令和8年3月一部改定した箇所

○令和7年3月策定の「山梨県公立学校働き方改革取組方針」を令和9年9月に国が示した指針に即して改定し、「山梨県立学校業務量管理・健康確保措置実施計画」としても位置づける。

改定箇所【本編】

ページ	これまでの取組方針	ページ	改定後
1	1, 新たな取組方針策定の背景	3	1, 取組方針策定と改定の背景とし文面を一部改定
3, 目的・目標等			
6	3, 目的・目標 ①時間外在校等時間の縮減 ア、イ	8	3, 目的・目標 ①時間外在校等時間の縮減 ア、イ、ウとし、イに「令和11年度末までに、時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員をゼロにする。」を追加
7	取組の追加・変更・見直し (基本的に3年後に検証・見直し)	9	取組の追加・変更・見直し (令和9年度に検証・見直し)
4, 各取組主体の推進知性と役割、進捗管理			
8	2「業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表 (1)～(4)	10	2「業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表 これまでの(1)を削除 「※なお、国の指針に沿って改定した本取組方針をもって、山梨県立学校業務量管理・健康確保措置実施計画とする。」を加筆
5, 学校の働き方改革推進の具体的な取組内容と取組主体			
		13 ～ 18	具体的な取組内容と、国の示す指針(資料編P34に記載)および「学校・教師が担う業務に係る3分類」(資料編P33に記載)との紐付きを緑字で記載した。
11	1. 勤務状況の見える化・勤務時間管理の徹底 ①勤務状況の見える化実施 ア) 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表(R8年度～)		1. 勤務状況の見える化・勤務時間管理の徹底 ①勤務状況の見える化実施 ア) 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表(R8年度～) ・業務量管理・健康確保措置実施計画の策定に関わって、県は市町村(組合)教育委員会へ指導助言を行う。 ・県は自身(山梨県教育委員会)の働き方改革を推進するとともに、市町村(組合)教育委員会における働き方改革に対して伴走支援を行う。を加筆
11	1. 勤務状況の見える化・勤務時間管理の徹底 ①勤務状況の見える化実施 ウ) 学校運営協議会等での業務量管理・健康確保措置実施計画の実施内容の承認・実施状況の報告	13	1. 勤務状況の見える化・勤務時間管理の徹底 ①勤務状況の見える化実施 ウ) 学校は学校運営協議会等で各教育委員会の定める業務量管理・健康確保措置実施計画について、説明し理解を求める。に修正。

ページ	これまでの取組方針	ページ	改定後
13	4. 校務の改善・効率化・明確化 ①業務の役割分担の見直しと適正化 ア)「これまで学校・教師が担ってきた3分類14項目の業務」についての取組の更なる推進	15	4. 校務の改善・効率化・明確化 ①業務の役割分担の見直しと適正化 ア)「学校と教師の業務の3分類19項目」についての取組の更なる推進 に修正
13	④学校現場への文書半減プロジェクト(学校の文書事務の縮減)	15	④学校現場への文書半減プロジェクト(学校の文書事務の縮減・団体からの児童生徒の作品募集について学校の負担軽減) に修正 エ) 作品募集に係る学校の負担軽減について、募集团体への周知 を追加
14	⑥外部人材の確保・活用 ア) 支援スタッフ、SC、SSW、スクールロイヤー、ICT支援員等の活用	16	⑥外部人材の確保・活用 ア) 支援スタッフ、SC、SSW、スクールロイヤー、ICT支援員等の活用 支援スタッフ・・・教材等の印刷、物品準備、採点、提出物の確認、給食の時間における対応、学校行事の準備運営、進路指導の準備ほか SC、SSW・・・支援が必要な児童生徒や保護者への対応ほか スクールロイヤー・・・法的なアドバイスが必要な事案への相談 ICT支援員・・・学校の広報資料・ウェブサイトの作成管理、ネットワーク設備の保守・管理ほか (指針に即して補説)
14	⑨事務職員と教員の連携・協働の推進 ア) 事務職員の専門性を生かした、学校運営における教員との連携・協働	16	⑨事務職員と教員の連携・協働の推進 ア) 事務職員の専門性を生かした、学校運営における教員との連携・協働 広報資料・ウェブサイトの作成管理 学校行事の準備運営 ICT機器・ネットワーク設備の保守・管理 調査・統計への回答 (指針に即して補説)
15	6. PTA・地域・関係諸団体との連携 ①コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進 ウ) 地域人材によるボランティアの活用	18	6. PTA・地域・関係諸団体との連携 ①コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進 ウ) 地域人材によるボランティアの活用 ・登下校時の通学路における日常的な見守り活動 ・児童生徒の学習活動や休み時間のサポート ・校内清掃への支援 など(指針に即して補説)
15	②PTA・保護者・地域の理解を求める取組の実施 ア) PTA 総会、学校評議員会等で、自校の働き方改革の取組を説明	18	②PTA・保護者・地域の理解を求める取組の実施 ア) 自校の働き方改革の取組をPTA総会、学校評議員会等で説明、及び学校運営協議会で承認 に修正 イ) 放課後・夜間の校外の見回りや、児童生徒が補導された際の警察での引き取りは、指導に関し緊急

			な措置を要する特別な場合を除き、学校の対応としない を新たに加筆 ウ) 県立学校に係る「関係者からの過剰な要求等への対応方針」の周知、及び市町村（組合）教育委員会への情報提供 を新たに加筆
6. 関連する取組、今後のフォローアップ			
		19	指針に即して新たに追加
7. 学校の働き方改革「校内ワークショップ」			
17	進め方 (5) 実施時期は、4～8月の期間	21	進め方 (5) 実施時期は、4～2月の期間
〈別記〉県立学校の取組内容についての具体と重点			
		23	県立学校の業務量管理・健康確保措置実施計画として、重点的に取り組んでいく項目を整理

【資料編】

ページ	これまでの取組方針	ページ	改定後
1. これまでの取組経過及び各種調査結果			
1	(1) これまでの取組経過	1	(1) これまでの取組経過 ③を追加
2. 本県の実践事例			
		24	働き方改革校内ワークショップの取組事例を追加
3. 関連する答申・方針・ガイドライン等			
28	(2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の概要	32	(4) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要に変更
32	(5) 学校・教師が担う業務に係る3分類	33	(5) 学校と教師の業務の3分類 新たに19項目に修正されたものを記載
		34	(6) 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針【第3節(3)】を記載
4. 参考資料			
34	(1) 文部科学省①～⑥	36	(1) 文部科学省 これまでの⑤⑥の項目を削除 新たに③④の項目を追加
36	学校現場への文書半減プロジェクト（令和6年度の送付状況）	38	学校現場への文書半減プロジェクト （令和7年度の送付状況）最新情報に更新
		39	児童生徒の作品募集依頼について（依頼） 令和7年度からの新たな取組を追加